

学生生活

◎東京藝術大学ホームページ <http://www.geidai.ac.jp/>

学内の最新ニュースや各学部・大学院，教育研究施設等からのいろいろな情報を発信しています。学生生活のコーナーには，学生生活や授業に関することなど学生の皆さんにとって身近な情報が掲載されています。

◎教務システム（CampusPlan） <http://www.geidai.ac.jp/life/cp/campusplan>

各学部・大学院共通のWebシステムです。

履修登録申請をこのシステムで行うほか，シラバス検索，履修状況や成績状況の確認をすることができます。

利用にはIDとパスワードが必要となります。IDとパスワードは入学時に配付していますので，大切に保管してください。

1. 福利厚生施設等

(1) 東京藝術大学藝心寮（平成26年竣工） <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/geishinryo>

長年親しまれてきた学生寮「石神井寮」が老朽化のため平成26年3月に閉寮となり，平成26年4月に新学生寮がオープンしました。

新しい学生寮「東京藝術大学藝心寮」は，各キャンパスへのアクセスに優れた足立区東和3丁目に建設され，最寄り駅はJR常磐線亀有駅，もしくは東京メトロ千代田線北綾瀬駅となります。

物件は鉄筋コンクリート構造9階建て。部屋数は300室で，部屋タイプは通常のワンルームタイプのほか，防音室完備のタイプも用意されています。また，アトリエや音楽練習室も用意されており，本学学生の制作や演奏などの芸術創造活動を支援します。

《物件詳細》

| | |
|-----------------|--|
| 所在地 | 東京都足立区東和3丁目12番30号 |
| 間取り・専有面積 | Aタイプ：約18㎡（約11帖）居室＋バルコニー Bタイプ：約29㎡（約18帖）居室＋防音室＋バルコニー |
| 賃料 ※水道光熱費は別途 | Aタイプ：44,900円／月 Bタイプ：83,200円／月 |
| 最寄り駅 | JR常磐線「亀有」 徒歩約15分 JR常磐線「綾瀬」 バス約15分，徒歩約25分 東京メトロ千代田線「北綾瀬」 徒歩約16分 |
| 構造・階数 | 鉄筋コンクリート造・地上9階 |
| 総戸数 | 300戸（Aタイプ280戸，Bタイプ20戸） |
| 駐輪場 | 有り（自転車302台）※有料 自転車：500円／登録時 |
| 管理形態 | 管理人による対応（8:00～23:00） 不在時はヘルプデスクによる対応（24時間） |
| セキュリティ | オートロック，防犯カメラ |
| 周辺環境 | 足立区立東和図書館，東部地域病院，東和病院，コンビニ |
| 設備 | 全個室（バス，トイレ，ミニキッチン（IH），収納，冷暖房等完備） |
| その他 | 有料：アトリエ，音楽練習室，個別倉庫，コインランドリー，バイク置場 無料：交流サロン，談話コーナー |

《藝心寮から各キャンパスへのアクセス》

①上野校地（47分）



②取手校地（72分）



③千住校地（28分）



④横浜校地（77分）



《入寮可能期間》

- (1) 在寮期間は、入寮許可された日から、原則、当該学生の修業年限（学部生4年、修士2年、博士3年）の範囲までとします（修業年限には休学期間は含みません）。
- (2) 進学（学士課程から修士課程へ、修士課程から博士後期課程へ）等により、引き続き本学に在学する予定の学生は、進学した課程の修業年限まで延長することが可能です。
- (3) 在寮期間にかかわらず、契約期間は毎年度末での1年更新となります。更新時の更新料（入居一時金）は不要です。

《入寮手続き》

(1) 入寮申込

○応募の際に提出する必要書類

- ①入寮申込書
- ②学生証のコピー（在校生対象／既に持っている方のみ）
- ③入学許可書又は合格証明書のコピー（新入生対象／発行され次第提出で可）
- ④各学部受験票のコピー（合格前予約者対象／手元に届き次第提出で可）
- ⑤連帯保証人の収入証明書（昨年度の源泉徴収票または確定申告書コピー）
※外国人留学生で機関保証を利用する場合は適用ありません。

(2) 入寮申込書類の提出先

学生マンション総合案内センター「東京藝術大学藝心寮 受付窓口」

（株式会社毎日コムネット 東京駅前センター内）

住所：東京都中央区八重洲1丁目3-22 八重洲龍名館ビル4階

TEL：0120-952-473（フリーダイヤル） TEL：03-5204-8502

※提出方法は上記連絡先へのFAXによるものか、ご来店のうえ窓口での直接受付とさせていただきます。

※次のURLから申込書をダウンロードできます。

<http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/geishinryo>

ダウンロードできない場合や申込書收受のご要望は、上記フリーダイヤルまでお気軽にお電話ください。

営業時間 4月～8月 9:00～17:30

9月～3月 9:00～19:00（10月～3月は年末年始を除き無休）

(2) 学生会館（昭和54年竣工） <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/hall>

学生会館は学生及び教職員の福利厚生を図るための総合施設です。

会館内には、学内関係者の日常一般的な利用に供するための食堂・喫茶室・売店等が設置されています。また、学生、教職員の共同施設として、各グループによる集会や各種催物の便宜のために使用される集会室・和室・展示室・娯楽室等が設けてあります。

○ 使用手続きについて

- 1) 学生会館の使用許可順位については、下記「学生会館使用に関する申し合せ事項」に基づき行います。
- 2) 集会室及び和室の使用並びに懇親会等での食堂の使用については、使用日の1か月前から2日前までに、学生会館使用願（集会届）に所定の事項を記入の上、学生課へ申し込みください。
- 3) 展示室の使用については、下記「学生会館展示室使用許可基準」に基づき、学生課へ申し込みください。

大学会館使用に関する申し合せ事項

(昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定)

会館規則第2条の目的に伴い、会館使用規則第2条に定めるもののほか、具体的な使用の順位については次の申し合せにより行うものとする。

〈使用優先順位〉

1. 大学の行う行事
2. 学生の課外活動（大学の公認のもの）
3. 学生その他の課外活動及び学生、教職員の福利厚生
4. 卒業生及び旧教職員
5. 一般（館長が必要と認めたその他の者）

この申し合せは、昭和55年6月1日から適用する。

大学会館展示室使用許可基準

(昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定)

東京藝術大学大学会館規則第2条（目的）で規定する目的のため使用するものとし、その展示室使用許可の基準は会館使用心得2の(3)にかかわらず、準備期間及び後片付期間を含めて以下のとおりとする。ただし、大学が特別に認めた場合を除く。

1. 使用期間
1つの企画で10日以内（休館日を含む）
2. 特別申込（特約）の区分及び期日等
 - (1) 本学の学生及び職員の特約については、別表によるものとする。
 - (2) 特約期間中、同一期間について複数の申込があった場合は、大学会館使用に関する申し合せ事項（昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定）に規定する優先順位によるものとし、同一順位の場合は当該申込者間の話し合い又は抽選により決定する。
3. 一般申込期間
本学の学生・職員及びその他の者（館長の認める者）の一般の申込については、使用予定日の1か月前から使用予定日の2日前までとする。

附 則

この改正は、昭和59年6月26日から実施し、特約区分の昭和60年4月1日以降使用するものから適用するものとする。

(別表)

特約期間

| 特約区分 | 特約期間 | 一般申込期日 | 備 考 |
|---------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 4月1日 ～ 9月30日 | 1月5日から 1月25日まで | 使用予定日の1か月前から 使用予定日の2日前まで | 藝祭期間中及び本学の 行事等による学生の登校 禁止期間中を除く |
| 10月1日 ～ 3月31日 | 7月1日から 7月20日まで | | |

(申込用紙は、学生課に用意してあります。)

○ 使用上の遵守事項

- 1) 使用許可を受けた目的以外の使用はしないこと、また転貸はしないこと。
- 2) 使用後の整理、整とんを実施し、学生課に連絡すること。
- 3) 室内の施設の変更、備品の移動、持出し等は無断で行わないこと。
- 4) 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。
- 5) 火気の使用については、あらかじめ学生課の指示を受けること。

(注) 大学会館使用規則参照のこと。

別表

| 室名 | 収容人数 | 使用目的 | 使用手続 | |
|----------------|------|----------------------------|------|-----------|
| | | | 使用願 | 申込期限 |
| 大集会室 | 72名 | 講演会・演劇・研究会・映写会・演奏会・その他の集会 | 必要 | 使用日の2日前まで |
| 小集会室(1) ⑩参照 | 25名 | 会議・研究会・懇談会・部例会・その他の集会 | | |
| 小集会室(2) | 25名 | | | |
| 和室 (アカンサス) | 20名 | 茶道・華道・書道・謡曲その他 | 必要 | 使用日の2日前まで |
| 和室 (アポロン) | 20名 | 茶道・華道・書道・謡曲その他 | | |
| 展示室 | - | 絵画・彫刻・工芸・写真等の展示その他 | | |
| 娯楽室 | - | 開館期間中は開放しているので、随時談話等に利用できる | 不要 | - |
| 食堂(大) | 170名 | 食事 | 不要 | - |
| | | 懇親会等 | 必要 | 使用日の2日前まで |
| 〃(小) | 52名 | 食事 | 不要 | - |
| | | 懇親会等 | 必要 | 使用日の2日前まで |
| 喫茶室 | 40名 | 喫茶・軽食 | 不要 | - |
| | | 懇親会等 | 必要 | 使用日の2日前まで |
| ミーティング室 | 10名 | 会議・研究会・懇談会・部例会・その他の集会 | 必要 | 使用日の2日前まで |

⑩ 食堂・喫茶室・売店等の営業時間については別に定める。ただし、懇親会に使用する時間は、平日午後5時から、閉館30分前までとする。

小集会室(1)は、生協が店舗として当分の間使用する。

大集会室・小集会室(2)・娯楽室は、IRCA建設の間、使用を中止する。

大学美術館食堂の展示に関する使用基準

(平成12年1月学生生活協議会決定)

① 使用者

食堂展示スペースを利用して作品を発表する本学の学生、教職員並びに副学長(教育担当)が認めるその他のもの。

② 使用優先順位

1. 大学の行う行事に関するもの
2. 学生の課外活動(大学公認のもの)に関するもの
3. 学生その他の課外活動並びに学生及び教職員の福利厚生に関するもの
4. 卒業生及び旧教職員に関するもの
5. その他(副学長が必要と認めたもの)に関するもの

③ 使用許可基準

1. 使用期間(準備期間及び後片付け期間を含む)
 - 1つの企画で2週間以内(食堂営業日のみ) 10:00~17:30(閉店時)
2. 特別申込(特約)の区分及び期日等
 - (1) 本学の学生及び職員の特約については、別表によるものとする。
 - (2) 特約期間中、同一期間について複数の申込があった場合は、当該申込者間の話し合い又は抽選により決定する。

3. 一般申込期間

本学の学生・教職員及びその他の者（副学長の認めるもの）の一般の申込については、使用予定日の1ヶ月前から使用予定日の2日前までとする。

別表

| 特約区分 | 特約期間 | 一般申込期日 | 備 考 |
|--------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 4月1日～7月31日 9月1日～9月30日 | 1月5日から 1月25日まで | 使用予定日の1か月前から 使用予定日の2日前まで | 藝祭期間中及び本学の行事等による学生の登校禁止期間中を除く |
| 10月1日～2月28日 | 7月1日から 7月20日まで | | |

（申込用紙は、学生課に用意してあります。）

○ 使用上の遵守事項

1. 使用許可を受けた目的以外の使用はしないこと、また転貸はしないこと。
2. 使用後の整理、整頓を実施すること。
3. 室内の施設の変更、備品の移動、持出し等は無断で行わないこと。
4. 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。
5. 食堂の機能を損なわないものを展示すること。
6. その他
 - ・壁面に展示する作品に限る。
 - ・ポスターはポスターコーナーを使用すること。
 - ・窓ガラスへの貼付は禁止する。

(3) 生活協同組合 <http://www.univcoop.jp/geidai>

1969年に東京芸術大学生協同組合（以下「芸大生協」という）が設立されました。現在、芸大生協は上野校地（美校・音校）及び取手校地に3つの店舗を開設し、より充実した大学生活をおくるために各種の商品やサービスを提供しています。

芸大生協は学生・教職員によって組織された団体で、加入した学生等が利用できます。加入には出資金12,000円が必要ですが、卒業時に返還されます（詳しくは生協事務所まで）。

また、大学生活を安心して過ごすために「学生総合共済・学生賠償責任保険」も取り扱っています。

| 場 所 | 取 扱 品 目 | TEL, FAX |
|--------------------------|--|---|
| 大学美術館内 10:00～18:30 | 書籍・楽譜・画材・文房具・日用雑貨・弁当・菓子類・自動車教習所・プレイガイド・旅行・宅配便・国際学生証・大学名入り履歴書（就職活動用）等 | TEL 03 (3828) 5669 (内線 2957) FAX 03 (3828) 7291 |
| 大学会館内 10:30～16:30 | 弁当・パン・菓子・日用雑貨・文房具 | TEL 03 (3828) 5689 (内線 2958) |
| 取手校地福祉施設内 10:30～16:00 | 画材・文房具・弁当・パン・菓子・日用雑貨・書籍・自動車教習所・DPE・宅配便・たばこ・国際学生証・大学名入り履歴書（就職活動用）・名刺等／食堂（12:00～14:00） | TEL 0297 (73) 8223 (内線 7292) FAX 0297 (73) 8224 |

（注）営業時間は通常期の時間です。

(4) 学内食堂

両学部それぞれ食堂が開設され、市価より安く食事及び軽食類を提供しています。食堂の現況は、次のとおりです。

| 場 所 | 店 名 | 取 扱 品 目 | TEL, FAX |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 大学美術館内 | 大浦食堂 8:30~17:30 | 和洋食類・丼物・うどん・喫茶・パン等 | TEL・FAX共 03 (3821) 5340 (内線 2952) |
| | オークラ 11:00~18:00 | 洋食・カレーライス・ワイン・ケーキ・喫茶等 | TEL 03 (3824) 5381 (内線 2954) |
| 大学会館内 | キャッスル 11:00~17:00 | 洋食・麺類・喫茶等 | TEL 03 (3823) 4949 (内線 2951) |
| 取手校地 福利施設内 | 生活協同組合 12:00~14:00 | 定食類・丼物・うどん・そば・カレーライス | TEL 0297 (73) 8186 (内線 7291) |

(注) 営業時間は通常期の時間です。

○ 学内食堂利用上の注意

- 1) 食堂は食事や喫茶をしながら憩う場ですので、他人の迷惑となるような言動は慎んでください。
- 2) 清潔整頓に協力すること。(ビラ・ポスター・ステッカー等を許可なく掲示・貼付することはできません。)
- 3) セルフサービス制になっているので、食べ終わった食器類は必ず返却口に戻してください。
- 4) 食器や空瓶・机椅子その他食堂内備付けのものを外部に持出さないでください。
- 5) 昼食時のように混雑する際は、順番を守ってください。

(5) 売店

| 場 所 | 店 名 | 取 扱 品 目 | TEL, FAX |
|--------|---------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 大学美術館内 | 画翠 10:00~17:00 | 画材・文房具 | TEL・FAX共 03 (3821) 7056 (内線 2956) |
| | ミュージアムショップ 10:00~17:00 | ミュージアムグッズ, 図録等 | TEL・FAX共 03 (5685) 1176 (内線 2955) |

(注) 営業時間は通常期の時間です。

(6) 藝大アートプラザ <http://www.geidai.ac.jp/event/artplaza>

藝大アートプラザは、本学の企画開発品や、本学の教員等が創作した作品等の教育研究成果を、社会に対して積極的に発信するとともに、文化芸術を身近なものにして、心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的に設立されました。

■展示販売

藝大アートプラザは、附属図書館とともに改修工事が行われるため、2015年4月から休業しておりますが、大学グッズなどはインターネットにより頒布します。

詳しくは、東京藝術大学のホームページでご確認ください。

■学長賞(藝大アートプラザ大賞)

学生の制作活動の成果を広く社会に発信するため2006年から実施している学内アートコンペで、厳正な審査を経た入選作品を展示・販売します。(例年、秋～冬にかけて実施)

(7) 取手校地「利根川荘」(平成5年竣工) <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/tonegawasou>

利根川荘は、東京藝術大学の教職員、学生が取手校地における正課及び課外活動その他の教育活動を遂行するため、短期の宿泊に利用することを目的として設置したものです。

○場 所 〒302-0001 茨城県取手市小文間5000 電話 050 (5525) 2544 (取手校地事務室)

○施 設 鉄筋コンクリート3階建 収容人員42名(教員4名・学生38名)

(9) 藝大山岳部黒沢ヒュッテ

藝大山岳部黒沢ヒュッテは、昭和35年、当時の山岳部員とそのOB達を中心となって建設を計画し、本学学生、卒業生、教職員の協力を得て、翌36年に完成したものです。設計は生前、建築科教授で山岳部顧問教官であられた山本学治氏が担当されました。

黒沢ヒュッテ新設の当時は、北アルプス連峰とくに爺が岳、鹿島槍ヶ岳を間近に望む黒沢峠周辺は静かな峠道でしたが、その後、この一帯がスキー場として開発され、周囲はゲレンデへと変わり、ヒュッテは現在、サンアルピナ鹿島槍スキー場内にあります。

ヒュッテは四季を通じて、登山、ハイキング、スキーにまたスケッチやサークル活動など、本学学生・教職員等に利用されています。

建物は本学が所有するものではないので、利用希望者（利用許可期間に限る）は体育館地下にある山岳部部室へ問い合わせてください。

- 場 所：〒398-0001 長野県大町市平 黒沢高原
- 施 設：2階建32坪 電気、ガス、調理器具、食器、寝具
定員25名（団体の場合は10名以下の利用厳守）
- 宿泊費：1泊 2,100円 小学生以下 1,000円
お風呂はありません。スキー場内の浴場（有料）利用となります。
- 利用期間：<夏季> 4月～11月 <冬季> 1月下旬～3月下旬
部員の合宿期間などの閉鎖期間は除きます。
- 利用条件：代表者は小屋の利用法を知っている者に限ります。
- 交 通（鹿島槍スキー場まで）
 - 車 中央道経由、安曇野IC または 関越道経由、長野IC より現地へ
 - J R, 高速バス 信濃大町駅下車、シャトルバス利用

(10) 草津セミナーハウス http://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu005/stu005_001

この施設は、関東甲信越地区国立大学の学生・教職員のための共同利用合宿研修施設として、群馬大学に設置されたものです。

- 場 所：〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根737 電話 0279 (88) 2212
 - 施 設：鉄筋コンクリート4階建 収容人員102名
 - 利用者：関東甲信越地区国立大学の学生及び教職員で、原則として4名以上の団体で、かつ研修利用の計画を有する者。
 - 利用申込：10日前まで
- その他、利用に際しての詳細は学生課課外支援係に問い合わせてください。

電話 050 (5525) 2068

(11) 山中共同研修所 <http://www.tukuba.ac.jp/campuslife/facilities/s-yamanaka.html>

この施設は、関東甲信越地区国立大学の学生・教職員のための共同利用合宿研修施設として、筑波大学に設置されたものです。

- 場 所：〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野479 電話 0555 (62) 0309
 - 施 設：鉄筋コンクリート2階建 収容人員60名
 - 利用者：関東甲信越地区国立大学の学生及び教職員
 - 利用申込：7日前まで
- その他、利用に際しての詳細は学生課課外支援係に問い合わせてください。

電話 050 (5525) 2068

2. 経済的な支援等

(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/jasso_scholarship

独立行政法人日本学生支援機構〔以下「機構」といいます〕（<http://www.jasso.go.jp/>）は、学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人です。

その中でも奨学事業は、優秀な学生生徒で経済的理由のため修学困難な者に、学資を貸与して教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に尽すことと、貸与した資金の回収を行い、この事業の円滑な運営に努めています。

1. 奨学生となる資格

学校教育法による大学に在学する者で、人物・学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に限られます。

2. 募集について

毎年春、主に新入生を対象に奨学生の募集を行っています。出願期間等の詳細は、その都度大学ホームページに掲載するので希望者は学生課で所定の手続きをしてください。

3. 奨学生の種類・貸与月額等

○定期採用

| 奨学生の種類 | | 貸与月額 | 貸与期間 |
|----------|--------------|----------------------------------|-----------------|
| 大学奨学生 | 第一種 (無利子) | 自宅通学 | 最短修業年限の 終期まで |
| | | 自宅外通学 | |
| 第二種(有利子) | | 3万円, 5万円, 8万円 10万円, 12万円から選択 | |
| 大学院奨学生 | 第一種 (無利子) | 修士課程 | |
| | | 博士課程 | |
| 第二種(有利子) | | 5万円, 8万円, 10万円 13万円, 15万円から選択 | |

※ 第二種奨学金の利率は、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち一方を選択します。年3%が上限です。

○臨時採用等

| 奨学生の種類 | 貸与額 | 貸与条件 |
|----------------------------|--------------------------------------|---|
| 緊急採用 (全学年・随時受付) | 第一種奨学金(無利子)を 翌年3月まで貸与(更新可) | 家計支持者が失職、破産、倒産、病気、死亡 又は火災、風水害等により家計急変が生じ(た だし、事由が発生したときから1年以内)急 に奨学金が必要になった場合に申し込みがで きます。 |
| 応急採用 (全学年・随時受付) | 第二種奨学金(有利子)を 最短修業年限まで貸与 | |
| 入学時特別増額貸与奨学金 (新入・編入時受付) | 定額10万, 20万, 30万, 40万 50万(有利子)から選択 | 第1学年入学者(編入学者の編入学年次を含 む)で条件を満たすものに対して、希望によ り定額を増額して貸与します。 |

4. 奨学金の交付

奨学金は奨学生個人の持つ金融機関の口座に直接振込まれます。

5. 奨学生の義務

奨学金は学資として貸与するもので、奨学生は、奨学金の返還免除に該当する者以外は、必ず返還しなければなりません。

また、貸与を終了してから6か月を経た後、割賦(月賦, 月賦・半年賦併用)の方法で、返還しなければなりません。なお、卒業後の就職、進学その他について特別の制限はありません。

○「特に優れた業績による返還免除制度」について

—特に優れた業績による返還免除制度とは—

機構が行う「特に優れた業績による返還免除制度」は、大学院において「第一種奨学生」として採用され、当該年度に貸与が終了する者のうち、下記の業績について特に優れていると認められる者に対し、貸与を受けた奨学金の全額または半額を免除する制度です。

[対象となる業績]

- ① 学位論文その他の研究論文
- ② 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果（本学では修士課程における修了作品、修了演奏会が該当）
- ③ 授業科目の成績
- ④ 音楽、演劇、美術、映像その他の発表会における成績
- ⑤ 著書、データベースその他の著作物（①掲げるものを除く。）
- ⑥ 研究又は教育に係る補助業務の実績
- ⑦ 発明
- ⑧ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(注1) 対象となる業績は、当該課程（在籍している課程）における業績となります。（例えば、博士課程であれば、修士課程時の業績は対象となりません。）

(注2) 上記の業績はすべて本学における「専攻分野に関連した業績」とし、スポーツの競技会における成績については評価対象とはなりません。

(注3) 上記の各業績における具体的な評価項目は、募集時に配布の「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」で確認してください。

○「優秀学生顕彰事業」の募集について

この事業は経済的理由により修学に困難がありながらも、業績を挙げた優秀学生を表彰し、奨励・支援するもので、応募資格および顕彰内容等は下記のとおりとなっています。

1. 応募資格

学部3・4年生（留年生も可。ただし、成績不振等による留年者は不可）で、機構の奨学生または奨学生でなくても機構の第二種奨学金推薦基準を満たしている者。

2. 応募分野

- A. 学術
- B. 文化・芸術
- C. スポーツ
- D. 社会貢献
- E. 産業・イノベーション・ベンチャー
- F. 国際交流

3. 奨励金

[大賞] 50万円

[優秀賞] 30万円

[奨励賞] 10万円

4. 応募受付：6月～8月、両学部教務係、取手校地事務室、千住校地事務室

○ 卒業後、海外留学をするための奨学金（第二種奨学金）の貸与について

国内の学校を卒業後に海外の学校へ留学を希望する大学に近年の国際化に伴い、積極的に海外の大学・大学院で学ぼうとする学生が増える状況を踏まえ、国際的に活躍する人材の育成及び経済的支援を図る観点から設置されました。

大学・大学院進学予定者を対象として、進学をする前にあらかじめ申込む「予約制度」（留学する年度の前年度9月～留学年度9月の間に受付）の場合、申込書類の請求・提出先は国際企画課となります。進学後に申込む場合は、機構に直接請求・提出してください。

貸与月額：5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の選択制

○ 在学中に、海外の大学等へ短期留学をするための奨学金（第二種奨学金）の貸与について

在学中に、海外の短期大学・大学・大学院へ短期留学（原則として、留学期間が3ヶ月以上1年以内）をするために奨学金を希望する人を対象に審査・選考のうえ、貸与する有利子の奨学金で、在学する学校長の推薦を得て短期留学をする前に申込む「予約制度」となっています。

1. 貸与月額（選択制）

大学等へ留学：3万円・5万円・8万円・10万円・12万円

大学院へ留学：5万円・8万円・10万円・13万円・15万円

2. 留学時特別増額貸与奨学金

毎月振り込まれる月額とは別に、留学にかかる一時的な経費に対応するため、希望する人は更に一時金として特別増額貸与（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択）を受けることができます。

3. 募集時期：平成29年度は下記のとおり3回募集します。留学開始時期によって募集時期が異なりますので注意してください。なお、募集期限は、両学部教務係または各校地事務室で確認してください。

| あなたが留学を開始する時期 | 採用候補者の決定 |
|---------------|----------|
| 1回目：4月～7月 | 2月下旬頃 |
| 2回目：8月～11月 | 6月下旬頃 |
| 3回目：12月～翌年3月 | 10月下旬頃 |

(2) 地方公共団体及び財団法人等奨学金

http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/foundation_scholarship

前記の機構奨学金以外に、地方公共団体、財団法人等による奨学金制度があります。

これらの中には返還を要しない給付奨学金、コンクール（コンペティション）等もあり、本学ホームページで随時紹介しています。

(3) 東京藝術大学奨学金制度 http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/geidai_scholarship

この奨学金制度は、個人又は、団体等から本学へ寄附された基金等をもとに、学業優秀な者又は研究室等に学資等を給付している制度で、本人の応募によるものではなく、成績優秀者に授与しています。

東京藝術大学奨学金一覧

| 奨学金名 | 代表者等 | 対象者及び給付額 | 沿 革 |
|----------------|--------------|---|--|
| 安宅賞 奨学基金 | 安宅 昭彌 | 美術学部・大学院美術研究科 24,000円 音楽学部 36,000円 | 故安宅英一氏 1901（明34）～1994（平6）：元安宅産業株式会社社長。美術品収集に尽力（安宅コレクションの基礎となる）、また音楽愛好家。芸術家の育成を目的に、氏によって本賞が設立（昭13）された。美術及び音楽学部学生で成績優秀な者を対象に給付している。本賞は、平成元年度から「安宅賞奨学資金」を「安宅賞奨学基金」と改称し、新たな運用を行っている。 |
| 平山郁夫 文化芸術基金 | 平山 美知子 | 美術学部・大学院美術研究科 音楽学部・大学院音楽研究科 大学院映像研究科 学部学生一人又は一団体200,000円 大学院学生一人又は一団体300,000円 | 故平山郁夫氏 1930（昭5）～2009（平21）：元本学学長。文化勲章（平10）。氏のご遺族の寄附により本奨学金が設立（平23）された。本学学部生又は大学院生の個人又は団体で、本学の教育研究の成果を広く国内外に知らしめた優れた学生に対して奨学金を給付している。 |
| 平山郁夫 奨学基金 | 平山 美知子 | 美術学部・大学院美術研究科 200,000円 | 故平山郁夫氏 1930（昭5）～2009（平21）：元本学学長。文化勲章（平10）。氏の寄附により本奨学金が設立（平1）された。美術学部学部学生及び大学院生で、優秀な成績を修めた者に対し奨学金を給付している。 |
| 〇氏記念賞 奨学基金 | 〇氏記念賞 委員会 | 美術学部 大学院美術研究科 油画 約180,000円 | 故大橋嘉一氏 1896（明29）～1978（昭53）：元大橋化学工業株式会社社長、漆焼付塗装の発明、藍綬褒章（昭29）、絵画愛好家。氏が設置（昭28）した「大橋賞」を母体として、氏の没後その功績を称え、氏の遺志である絵画学生奨学の恒久的存続を図るため、これまでの受賞者、関係教官及び賛同者の作品寄贈により「〇氏記念賞」と改称し、設立（昭60）された。油画学生で、成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 俵 奨学基金 | 俵 正市 | 大学院美術研究科 版画 200,000円 | 俵正市氏 1930（昭5）～：（財）俵美術館理事長。美術研究科絵画専攻（版画）学生の奨学を目的に、氏の寄附によって本奨学金が設立（平3）された。 |
| 久米桂一郎 奨学基金 | 久米 邦貞 | 美術学部 油画・彫刻 約20,000円 | 故久米桂一郎氏 1866（慶応2）～1934（昭9）：元本学教授＜西洋画＞、本学の西洋画科を創設（明29）、のち西洋美術史と美術解剖学を講じる（昭7）。氏の業績を記念して、御遺族及び関係者によって設立された「久米美術館」（品川区）と共に本奨学金が設立（昭56）された。油画専攻及び彫刻科学生で、成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 内藤春治 奨学基金 | 内藤 マン | 美術学部・大学院美術研究科 工芸 約40,000円 | 故内藤春治氏 1895（明28）～1979（昭54）：元本学名誉教授＜鍍金＞、勲三等瑞宝章（昭44）。氏の業績を記念して、工芸学生に対する教育研究の奨励を目的に、御遺族及び関係者によって本基金が設立（昭54）された。工芸科学生で、成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 原田賞 奨学基金 | 原田 健 | 美術学部・大学院美術研究科 工芸 約30,000円 | 故原田寛子氏 1951（昭26）～1973（昭48）：本学工芸科＜染織＞3年次に在学中、不慮の事故により没す。氏の夭折を悼み、工芸学生の奨学を目的に、御遺族によって本基金が設立（昭49）された。工芸科学生で成績優秀な者を対象に給付している。 |

| 奨学金名 | 代表者等 | 対象者及び給付額 | 沿革 |
|---------------|--------------------|--|--|
| 藤野奨学金 | 藤野 宗孝 | 美術学部・大学院美術研究科 鍛金 実材履修者を含む 美術教育(工芸教育) 約100,000円 | 故藤野宗次郎氏 1916(大5)～2009(平21)：元藤野金属株式会社社長，日本銅センター会員，美術愛好家。金工学生に対する教育研究の奨励を目的に，氏の寄附によって本奨学金が設立(昭61)された。金工学生で成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 吉田五十八奨学基金 | 北原 繁 | 美術学部・大学院美術研究科 建築 約20,000円 | 故吉田五十八氏 1894(明27)～1974(昭49)：元本学名誉教授<建築>，芸術院賞(昭27)，芸術院会員(昭29)，文化勲章(昭39)。建築に関連する研究調査の助成を目的に，氏の寄附によって本基金が設立(昭40)された。建築科学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 長谷川良夫奨学基金 | 菅野 一哉 | 音楽学部作曲科 3年 100,000円 4年 200,000円 | 故長谷川良夫氏 1907(明40)～1982(昭57)：元本学名誉教授<作曲>，イタリア賞(昭31)。氏の業績を記念して，作曲学生の奨学を目的に，御遺族及び関係者によって本奨学金が設立(昭57)された。作曲科学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 松田トシ奨学基金 | 声楽科教員室 | 音楽学部 声楽科4年 200,000円 | 故松田トシ氏(昭和11年3月東京音楽学校本科声楽部卒業) 1915(大4)～2011(平成23)の寄附により本奨学金が設立(平1)された。音楽学部声楽科の学生で，優秀な成績を修めた者に対し奨学金を給付している。 |
| クロイツァー記念賞奨学資金 | クロイツァー記念会会長 | 大学院音楽研究科 ピアノ 100,000円 | 故レオニード・クロイツァー氏 1884(明17)～1954(昭29)：ロシア生まれ，ベルリン高等音楽学校教授<ピアノ>を経て本学教授。氏の功績を記念して，学内外のピアニストの育成を目的に，氏の手がけた子弟達の寄附によって本賞が設立(昭46)された。器楽(ピアノ)専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 浄観賞奨学資金 | 杉本 一太 | 音楽学部 邦楽科 (長唄・三味線・囃子) 3・4年 20,000円 | 故二世稀音家浄観氏(本名，杉本金太郎) 1874(明7)～1956(昭31)：元本学教授<長唄 三味線>，芸術院会員(昭23)，文化勲章(昭30)。氏の業績を記念して，長唄界の育成を目的に，御遺族及び関係者によって本賞が設立(昭31)された。邦楽科長唄・三味線・囃子の各専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 宮城賞奨学資金 | 牧瀬喜久雄 | 音楽学部 邦楽科(箏曲) 3・4年 100,000円 | 故宮城道雄氏 1893(明26)～1956(昭31)：元本学教授<箏曲>，芸術院会員(昭23)，第1回NHK放送文化賞(昭25)。氏の業績を記念して，箏曲演奏家の育成を目的に，御遺族及び関係者によって本賞が設立(昭32)された。邦楽箏曲専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 常英賞基金 | 鈴木 英二 | 音楽学部 邦楽科4年 100,000円 | 常磐津文字衛氏(本名 鈴木英二)：元本学客員教授<常磐津三味線>，重要無形文化財保持者(平3)。邦楽学生の奨学を目的として，氏の寄附により，本賞が設立(平7)された。邦楽科の学生で，成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 野村美術賞 | 公益財団法人 野村国際文化財団 | 大学院美術研究科 博士後期課程 800,000円 | 財団法人野村財団の寄附により「野村賞奨学金」が設立(平9)され，平成22年，同財団が公益財団法人野村財団に改組したのに伴い，「野村美術賞奨学金」と改称し，現在に至っている。大学院美術研究科博士後期課程の学生で，特に優秀な者の作品及び関連資料を買上げ，大学美術館に収蔵することを目的としている。 |

| 奨学金名 | 代表者等 | 対象者及び給付額 | 沿革 |
|-----------------------------|---------------------------------|---|--|
| 上野芸友賞 奨学金 | 特定非営利 活動法人 上野芸友倶楽部 理事長 | 美術学部・大学院美術研究科 絵画科(油画) 絵画専攻 (油画,版画,壁画, 油画技法・材料) 50,000円～100,000円 | 本学公開講座(美術学部)修了者の有志団体である,上野芸友倶楽部の寄附により,本奨学金が設立(平8)された。絵画科(油画),絵画専攻(油画,版画,壁画,油画技法・材料)の学生で,学業成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 伊達 メモリアル 基金 | 南條 敦子 | 音楽学部 ピアノ専攻2年 300,000円 | 故伊達純氏1920(大9)～2000(平12)元本学名誉教授(ピアノ),クロイツァー記念会会長。氏の業績を記念して,ピアノ専攻の学生の奨学と褒賞を目的とし,御遺族及び関係者によって本基金が設立(平12)され,成績優秀な学生に対して給付する奨学金である。 |
| 日本陶磁芸術学会 東京藝術大学支部 奨学金 | 日本陶磁芸術学会 東京藝術大学支部長 | 美術学部陶芸専攻 50,000円 | 本学公開講座受講者の会「藝大陶友会」が陶芸専攻学生を支援する目的に本奨学金が設立(平18)された。陶芸専攻学生で成績優秀な者を対象に給付している。 |
| お仏壇の はせがわ賞 | (株)はせがわ 代表取締役社長 | 大学院美術研究科(修士) ・文化財保存学(保存修復) 修了見込者500,000 円の範囲で1名または複 数名に給付 | 長谷川裕一氏(株)はせがわ代表取締役社長の寄付により本賞が設立(平19)された。文化財保存学(保存修復)修了見込者で修士作品または修士論文が特に優秀な者を対象に給付している。 |
| 大賀典雄賞 奨学金 | 大賀 緑 | 音楽学部・大学院音楽研究科 声楽およびピアノ専攻 の卒業・修了年次生各1名 1,000,000円 | 故大賀典雄氏(元ソニー会長)1930(昭5)～2011(平23)の寄付により卒業・修了後,海外留学または演奏活動をする優秀者を支援するため本奨学金が設立(平20)された。 |
| 武藤 舞基金 | 武藤 弘和 | [武藤舞奨学金] 音楽学部・大学院員音楽研究科 音楽環境創造科学部生2名の他, 音楽環境創造および声楽から3名/ 各300,000円 [武藤舞音楽環境創造教育研究助成金] 音楽学部および音楽研究科 在籍の学生および同在籍の学生が 企画運営の中核となる事業/ 1件最大500,000円(助成総額年間 200万円まで) | 故武藤舞さん 1986(昭61)～2008(平20):本学音楽環境創造科4年次に在学中,学問の志半ばに亡くなった武藤さんの夭折を悼み,舞さんの意志を継ぐ学生達を応援していきたいという御遺族の想いに賛同した舞さんの父親の勤務先であるNTTグループの社員・関係者の御厚意による募金を原資として本基金が設立された。音楽環境創造科および声楽科学生で成績優秀な者を対象に給付する奨学金と,音楽学部および音楽研究科の学生の教育研究活動のための助成金として給付している。 |
| 中能島賞 | 中能島 弘子 | 大学院音楽研究科 邦楽専攻(箏曲) 大学院生 50,000円 | 故中能島欽一氏 1904(明37)～1984(昭59):元本学名誉教授(山田流箏曲)氏の業績を記念して箏曲専攻の大学院生に対する教育研究の奨励を目的に設立(平22)された。同専攻の学生で成績優秀な者を対象に給付する。 |
| 北田文化財 保存科学賞 | 北田 正弘 | 大学院美術研究科 文化財保存学専攻 保存科学研究分野博士 後期課程修了見込者 100,000円 | 本学名誉教授北田正弘氏の寄附により,本奨学金が設立(平22)された。文化財保存学専攻保存科学研究分野博士後期課程修了見込者の学生で,修了論文が優秀な者を対象に給付する。 |
| 藝大デザイン N賞 | 美術学部 デザイン科 研究室 | 大学院美術研究科 デザイン専攻 2名 100,000円 | デザイン分野の人材育成を図る目的で,藝大デザイン賞と同じ奨学寄付金により設立(平25)された。卒業または修了制作が芸術表現においてきわだった創造性を発揮した者,または独自の視点で新たな表現領域を開拓した者を対象に給付している。 |
| 静岡銀行賞 | (株)静岡銀行 取締役頭取 | 大学院美術研究科 文化財保存学専攻 彫刻分野博士後期課程 修了見込者 約500,000円 | 文化財彫刻における保存修復技術の人材育成を図ることを目的として設立(平24)された。 |

| 奨学金名 | 代表者等 | 対象者及び給付額 | 沿 革 |
|-------------|-----------------------|---|--|
| 藝大クラヴィア賞 | 音楽学部 器楽科 ピアノ研究室 | 音楽学部[ピアノ2年,4年]・大学院音楽研究科[ピアノ]から合計6名 100,000円 | ピアノ専攻学生の人材育成を図ることを目的として、本学卒業生(齋藤寛子氏)の御遺族である故西田豊子氏からの遺贈により設立(平24)された。ピアノ学生から、特に優秀な者を対象に給付している。 |
| 藝大クラヴィア大賞 | | 大学院音楽研究科[ピアノ]から 200,000円 | |
| 宗次徳二特待奨学生 | 宗次 徳二 | 音楽学部[ピアノ,弦楽,管打楽]・大学院音楽研究科[声楽]から最大4名 初年度:1,000,000円 2年次以降:500,000円 | 宗次徳二氏1948(昭23)～:株式会社壺番屋(カレーハウスCoCo壺番屋)創業者、NPO法人イエロー・エンジェル理事長、宗次ホールオーナー 次世代の音楽会を担うことが期待される者を選考し、国内外での音楽研究活動を奨励することを目的として設立(平25)された。入学時は入試成績、学部学生は3年進級時に学内成績等により更新審査を行い、優秀な者を対象に給付している。 |
| 平成芸術賞 | (株)平成建設社長 秋元 久雄 | 美術学部 300,000円 | 次世代の美術界を担う芸術家及び研究者の人材育成を目的として、美術学部において特に優秀な者を対象に、(株)平成建設社長秋元久雄氏の寄附により、平成26年度に設立 |
| 若杉弘メモリアル基金賞 | 長野 常雄 | 音楽学部指揮科在籍する者のうち、当該賞選考翌年度の「藝大フィルハーモニア定期新卒業生紹介演奏会」出演予定の学生 200,000円 | 故・若杉弘氏1935(昭10)～2009(平21):元本学名誉教授の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。指揮専攻学生の人材育成を図ることを目的とし、成績優秀な者を対象に給付している。 |
| 長野羊奈子賞奨学金 | 長野 常雄 | 大学院音学研究科博士後期課程音楽専攻声楽研究領域 20,000円 | 故・長野羊奈子氏1933(昭8)～2014(平26):元本学講師の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。声楽研究領域の学生の人材育成を図ることを目的とし、在学中の学生に給付している。 |
| 毛利準賞奨学金 | 毛利 知樹 | 大学院音学研究科博士後期課程音楽専攻声楽研究領域 30,000円 | 故・毛利準氏1927(昭2)～2007(平19):元本学名誉教授の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。声楽研究領域の学生の人材育成を図ることを目的とし、在学中の学生に給付している。 |
| 佐藤一郎奨学金 | 佐藤 一郎 | 美術学部絵画専攻(油画技法・材料) 大学院美術研究科博士後期課程(油画) 100,000円 | 本学名誉教授佐藤一郎氏の寄付により本賞が設立(平成27年度)。 美術学部絵画専攻(油画技法・材料)または大学院博士後期課程美術専攻(油画)に在籍する学生のうち、特に成績が優秀と認められる者を対象とする。 |
| 河北賞 | 河北 秀也 | 美術学部デザイン科 大学院美術研究科デザイン専攻 100,000円 | 本学名誉教授河北秀也氏の寄付により本賞が設立(平成27年度)。 前年度、美術学部3年または大学院美術研究科1年に在籍していた学生のうち、平面、立体など作品表現は問わず、既成にとらわれない新しいデザイン研究に前向きにチャレンジした学生を対象に給付している。 |

(4) 入学料免除の制度 <http://www.geidai.ac.jp/life/exemption/entrance>

入学料の免除は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考のうえ入学料の全額または半額を免除するものです。免除を希望する者は、免除の対象、提出書類、手続方法等、以下の記載事項をよく理解のうえ申請してください。

1. 免除の対象

| 対象者区分 | 免除の対象となる事由 |
|----------------------|---|
| ア. 学部入学者 イ. 別科入学者 | (1) 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が、死亡し、又は本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合。 (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。 上記のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。 |
| ウ. 大学院入学者 | 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者または上記事由の(1)、(2)に該当する者。 |

(注意) 本学大学院修士課程から、引き続き博士後期課程に入学する者については入学料を徴収しません。(修士からストレートで博士に合格した者のみ)

2. 申請するために必要な書類、証明書等

- ①同一世帯全員(別居者含)の住民票
- ②同一世帯(結婚等による別居独立世帯除く)のうち、就学者以外(本人及び配偶者を除く)全員の所得証明書又は非課税証明書
- ③給与所得者は前年度源泉徴収票、税務署に申告した者は当年確定申告書の控等
- ④風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書またはその他の発行する証明書
- ⑤その他入学料の納付困難な事情を認定するに足りる証明書等

3. 提出期間及び提出先

申請書は、所定の期日までに教務係または各校地事務室に提出してください。

(注意: 免除対象以外の者、必要書類の整っていないもの、必要事項の記入されていないものは受け付けません。)

4. 申請書の提出について

入学料免除の申請があった者については、免除の可否を判定する間は入学料の納付を猶予するが、免除の許可をされなかった者及び半額免除になった者は、その決定告知の日から30日以内に入学料を納付しなければなりません。

万一納付しない場合は除籍(入学取消)となります。

5. 入学料免除者の決定(保証人宛に郵送により発表します。)

6月下旬~7月初旬

6. その他詳細については、学生課または教務係に相談してください。

(5) 入学料徴収猶予の制度

入学料徴収猶予は、下記のいずれかに該当している場合を対象として、選考の上、入学料の徴収を入学年度の9月末日まで猶予する制度です。(9月末日以降は、いかなる理由があっても猶予できません)

- (1) 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内に、出願者の主たる家計支持者の死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

※申請に必要な書類、証明書等については、「入学料免除」と同様のものが必要になります。

(6) 授業料免除の制度 <http://www.geidai.ac.jp/life/exemption/tuition>

授業料の免除は、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業優秀であると認められる者に対し、選考のうえ授業料の全額または半額を免除するものです。免除を希望する者は、免除の対象、提出書類、手続方法等以下の記載事項をよく理解のうえ申請してください。

1. 免除の対象

- ア 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- イ 学生の学資を主として負担している者が死亡または風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合

2. 申請するために必要な書類、証明書等

- ① 同一世帯全員（別居者含）の住民票
- ② 同一世帯（結婚等による別居独立世帯除く）のうち、就学者以外（本人及び配偶者を除く）全員の所得証明書または非課税証明書
- ③ 給与所得者は前年度源泉徴収票、税務署に申告した者は当年確定申告書の控等
- ④ 風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書またはその他の発行する証明書
- ⑤ その他授業料の納付困難な事情を認定するに足る証明書等

3. 提出期間及び提出先

申請書は、所定の期日までに、教務係または各校地事務室に提出してください。

（注意：免除対象外の者、必要書類の整っていないもの、必要事項の記入されていないものは受け付けません。）

4. 申請書の提出について

授業料免除の申請があった者については、免除の可否を判定する間は授業料の納付を猶予するが、免除を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定があった後、速やかに授業料を納付しなければなりません。万一納付しない場合は除籍となります。

5. 授業料免除者の決定（保証人宛に郵送により発表します。）

前期分……6月下旬～7月初旬

後期分……11月初旬

6. その他詳細については、学生課または教務係に相談してください。

(7) 授業料徴収猶予の制度

授業料徴収猶予は、学生が、下記の条件に該当している場合を対象として、選考の上、授業料の延納または月割分納とする制度です。

[条件]

経済的理由により授業料の納付期限までに授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合。

[猶予の種類]

授業料徴収猶予には、下記のとおり「延納」と「月割分納」があり、猶予を許可された場合、いずれかを選択することができます。

ただし、いかなる理由があっても納入期限を超えることはできませんので予めご承知ください。

1. 延納

授業料徴収猶予が許可された日から「前期分授業料」は9月下旬の指定した日まで、「後期分授業料」は1月末日まで「延納」することができます。

2. 月割分納

授業料を3分割（均等分割）して納入することができます。（前期分は7月、8月、9月の各月の末日までに納入。後期分は11月、12月、1月の各月の末日までに納入となります）

※申請に必要な書類、証明書等については、「授業料免除」と同様のものが必要になります。

(8) 学生の保険 <http://www.geidai.ac.jp/life/consultation/insurance>

・ 学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）

「学研災」は、学生が教育研究活動中に被った災害事故に対して必要な補償を行い、安心して学業に励むとともに充実した学生生活が過ごせるように設けられた保険制度です。この制度の主旨を理解し、全員が加入することをお勧めします。

なお、本保険の詳細については、学生課総務係にお問い合わせください。

1. 加入手続き

入学手続き時に入学金の納入に合わせて保険料を納入して下さい。申込書はありません。入学時に未加入の学生が新たに加入する場合は、学生課総務係にお申し出ください。

2. 保険金が支払われる場合

本学における教育研究活動中（授業，学校行事，課外活動，及び通学中等）に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったとき。

3. 保険金の種類と支払額

| 担保範囲 | 死亡保険金 | 後遺傷害 保 険 金 | 医療保険金 | 入院加算金 |
|---|---------|-------------------|--------------------------|---|
| 正課中，学校行事中 | 2,000万円 | 120万円～ 3,000万円 | 治療日数1日から対象 3千円～30万円 | 入院1日目 から支給 1日につき 4,000円 (180日を限度) |
| 上記以外で学校施設内に いる間，学校施設外で大 学に届け出た課外活動中 | 1,000万円 | 60万円～ 1,500万円 | 治療日数14日以上が対象 3万円～30万円 | |
| 通学中， 学校施設等間移動中 | | | 治療日数4日以上が対象 6千円～30万円 | |

※上記の保険金は、生命保険，健康保険，他の傷害保険，加害者からの賠償金等と関係なく，支払われます。

4. 保険金が支払われない主な場合

疾病，経路を逸脱した通学，故意，闘争行為，犯罪行為，地震，噴火，津波，戦争，暴動，放射線・放射能による傷害，無資格運転・酒気帯び運転など。

5. 事故の通知

この保険の対象となる事故が生じたときは，遅延なく事故の日時，場所，状況，障害の程度等を学生課総務係へ連絡してください。

・ 学研災付帯賠償責任保険（略称：「付帯賠償」）

「付帯賠償」は、学生が正課中，学校行事中，課外活動中及びその往復で他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものです。

1. 加入手続き

学研災と一緒に保険料を納入してください。「付帯賠償」は、「学研災」に加入した方のみが加入することができます。

2. 保険金が支払われる場合

(1) 正課中，学校行事中，課外活動中及びその往復に，次に掲げる事故により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。）を負わせ，又は他人の財物を損壊（滅失，破損もしくは汚損）させ，被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。

イ. 活動に伴い発生した偶然な事故

ロ. 活動に伴って提供した飲食物及び成果物に起因する偶然な事故

(2) 活動中に使用又は管理する他人の財物を損壊，紛失または盗取（詐取を含む）するなど，財物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

○保険期間と保険料

| 区 分 | 保険期間 | 学研災 | 付帯賠償 | 合計 |
|------------|------|--------|--------|--------|
| 学 部 | 4年間 | 3,300円 | 1,360円 | 4,660円 |
| 修 士 | 2年間 | 1,750円 | 680円 | 2,430円 |
| 博 士 | 3年間 | 2,600円 | 1,020円 | 3,620円 |
| 別 科 | 2年間 | 1,750円 | 680円 | 2,430円 |
| 研究生/科目等履修生 | 1年間 | 1,000円 | 340円 | 1,340円 |

※保険期間内に休学した場合は、復学時に返還手続きをすることで保険料が返金されることがあります。

※留年等で在学延長する際は、新たに1年分の追加加入が必要となるのでご注意ください。

※科目等履修生で介護等体験実習の予定者は、必ず加入してください。

(ただし、他の保険会社の介護等体験に対応する賠償責任保険に加入している場合は除く)

・その他の保険について

前述の「学研災」および「付帯賠償」は、補償範囲が教育研究活動中のケガ・災害に起因する場合に限られており、病気や私的な活動の場合は一切補償されません。学生生活全般に補償範囲を広げた以下に記載する任意加入の保険もありますので、加入を希望する場合は、それぞれの取扱い先にお問い合わせください。

○（公財）日本国際教育支援協会 取扱い

『学研災付帯学生生活総合保険』（「学研災」への加入が条件）

担当：学生生活総合保険相談デスク 電話：0120（811）806

○東京藝術大学生協同組合 取扱い

『学生総合共済』『学生賠償責任保険』（生協組合員加入が条件）

担当：山田^{やまだ} 電話：03（3828）5669

(9) 就職・アルバイト情報等 <http://www.geidai.ac.jp/life/job/fairs> http://www.geidai.ac.jp/life/job/part_time

就職情報は、本学のホームページに各企業、学校からの求人票を随時開示している他、就活に必要な「エントリーシートの書き方」「模擬面接セミナー」等の講座や各社を招いての会社説明会も紹介しています。また、学生課前ロビーにも各社からの求人票をファイル設置していますので、併せてご利用ください。

※企業等に提出する「大学名入りの履歴書」は芸大生協で取り扱っています。

アルバイト情報も同様に本学ホームページに掲載しており、企業からの求人は自宅から閲覧ができます。個人からの家庭教師等の求人は概要のみをホームページに掲載し、依頼者の（連絡先等の）個人情報学生課の窓口（平日9時～17時）で閲覧することになります。

(10) アパート・下宿の紹介

民間のアパート等を希望する者は、学生課に相談してください。

また、芸大生協でもアパート・下宿の案内をしています。

3. 貸出物品

学生課及び取手校地事務室では、課外活動用として種々の物品を貸し出しているため、希望者は下記により手続きをして利用してください。

- 貸出期間 2週間以内
- 場所 学生課及び取手校地事務室
- 申込み方法 窓口の台帳に予約（1ヵ月前から予約受付）を記入し、当日は借用書を記入の上で、借りてください。
- 貸出備品

| | |
|----------|----------|
| 三脚 | プロジェクター |
| トランシーバー | マイクスタンド |
| ワイヤレスアンプ | 拡声器 |
| ビデオカメラ | 電源ドラムコード |
| 一眼レフカメラ | その他 |

（注）貸出物品は、学生課と取手校地事務室では若干、取扱品目が違うものがあります。

4. 国立の美術館、博物館が特典利用できる「キャンパスメンバーズ」について

本学は、国立美術館、博物館が大学等に利用促進を図っている「キャンパスメンバーズ制度」に入会しています。入会の特典として、学生（研究生、科目等履修生を含む）・教職員が学生証、職員証を提示すれば、所蔵作品展の無料観覧、特別展の割引等を受けることができますのでご利用ください。

（1）「国立美術館キャンパスメンバーズ」

「国立美術館キャンパスメンバーズ」は、学校教育における美術館の有効な活用を促し、学生等が美術作品等を通じて美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的とした独立行政法人国立美術館による制度です。

ア. 利用できる美術館

- ①東京国立近代美術館（フィルムセンター展示室を含む。）
- ②国立西洋美術館
- ③国立新美術館

イ. 対象

本学学生・教職員

ウ. 特典

- ①「所蔵作品展無料観覧」

学生証または職員証を提示することで、上記の各館の所蔵作品展（国立新美術館は除く）を無料で何度でも観覧できます。

- ②「特別展割引観覧」

学生証または職員証を提示することで特別展については各展覧会の団体観覧料金（学生または一般）で観覧できます。

それぞれの料金については、各展覧会のホームページで確認してください。

（2）「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」 「国立科学博物館大学パートナーシップ」

大学と博物館の連携を深め、学生により博物館に親しむ機会を提供することを目的とした独立行政法人国立博物館および独立行政法人国立科学博物館による制度です。

ア. 利用できる博物館および対象

- ①東京国立博物館（本学学生・教員）
- ②国立科学博物館（本学学生のみ）

イ. 特典

- ①「常設展（東京国立博物館は総合文化展）無料観覧」

学生証または教員証を提示することで、上記の各館の常設展を無料で何度でも観覧できます。展示作品は定期的に展示替えをするため、いつでも新たな作品を観覧できます。

- ②イベント（博物館主催コンサート等）・施設使用料金の割引（東京国立博物館のみ）
- ③特別展の料金割引（国立科学博物館のみ）

5. 年間行事

(1) 東京藝術大学祭「藝祭」

毎年秋季に美術学部学生と音楽学部学生が共同主催で、東京藝術大学祭「藝祭」を催しています。この行事には、全学生の意志が結集され、それぞれのテーマのもとに、平素の研究及び課外活動の成果を、各展示会・演奏会等を通して一般に発表し、学生相互間は勿論、教職員との融和を深め、一般との接触により盛況を呈しています。なお、藝祭実行委員会では、この藝祭のよりよき発展のために学生全員の積極的な参加をよびかけています。また、大学は、この行事の健全な発展と内容の充実を期待し、資金及び物質面で積極的に支援しています。

開催日：平成29年9月8日（金）～10日（日）

(2) 五芸術大学体育・文化交歓会「五芸祭」

京都市立芸術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学、沖縄県立芸術大学及び本学のそれぞれの学生相互間の親睦交流を図る目的で年1回5月下旬に沖縄県立芸術大学を除く4大学の輪番制で開催され、競技及び文化交流会を中心に、若さあふれた盛大な交歓風景をくりひろげています。

開催日：平成29年5月25日（木）～28日（日）東京大会

(3) 東京地区国公立大学連合体育大会（課外活動）

東京地区国公立大学の、学生の体力の向上と、学生相互間の親睦を図るため、年1回東京地区の国公立大学がそれぞれ輪番制で開催しています。本学の学生も毎年数種目に参加し、健闘しています。

6. 課外活動

(1) 健全なる課外活動

課外活動は、正規の学科課程によって専門的学術を履修すること以外に、諸君が自発的に行う知的・体育的・社会的な活動です。この活動は諸君が広い知的視野を開発し、豊かな情操と健全な心身を育成し、大学内は勿論、将来社会の一員としての人間を成形するために、不可欠のものです。したがって諸君は各自の個性と条件に適応したサークルに参加し、健全で心身ともに充実した日々を送ることができれば諸君の学生生活を一層意義深いものにするでしょう。

(2) 学生自治組織

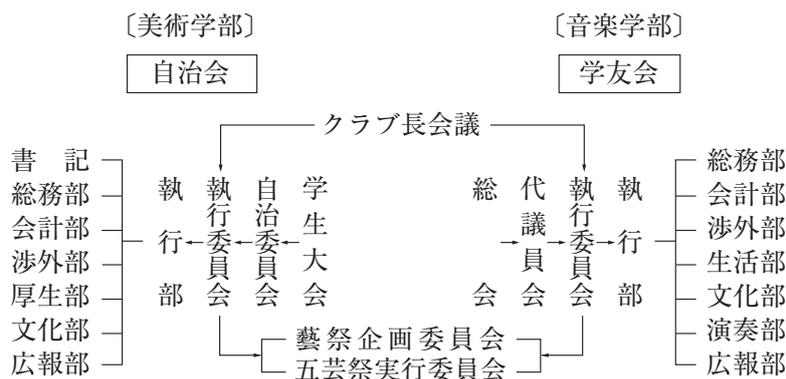
◎美術学部学生自治会（現在、活動休止中）

美術学部学生自治会は、美術学部学生の自治組織であり、芸術文化の発展のために努力し、学園の自治を守り、会員相互の親睦を図り学生生活の向上を目的としています。

◎音楽学部学友会（現在、活動休止中）

音楽学部学友会は、音楽学部学生の自治組織であり、芸術文化昂揚に努力し、それに資する人格を研鑽するとともに、大学の自治と学問研究の自由を守り会員相互の親睦交流に努め、もって自由健全な学生生活の向上を目指して活動しています。

○ 自治組織機構図



○ 特別委員会・クラブ長会議

- ・ 藝祭企画委員会……芸術祭に関する企画・運営全般に亘る業務を掌る。
- ・ 五芸祭実行委員会……五芸祭に関する企画・運営全般に亘る業務を掌る。
- ・ クラブ長会議……クラブサークルの中心機関としての事務を掌る。

○ 自治会執行部の詳細

- ・ 書記・総務部……学生大会・学生投票の運営・本会の記録・他機関との連絡等総括的事務を掌る。
- ・ 会計部……予算・決算等本会の経理事務を掌る。
- ・ 渉外部……全学連・都学連や六美連・その他学外に対する活動事務を掌る。
- ・ 厚生部……会員の創作研究施設・生活施設に関する事務を掌る。
- ・ 文化部……本会の創作研究内容の発表・文化・スポーツ活動の中心機関としての事務を掌る。
- ・ 広報部……自治会ニュースの発行・本会の調査統計・宣伝等を掌る。

○ 学友会執行部の詳細

- ・ 総務部……学生大会の運営・選挙管理・本会の記録・全学連との連絡事務
- ・ 渉外部……他大学，他機関との連絡事務
- ・ 会計部……本会の経理事務
- ・ 演奏部……学生の学園内外における演奏活動に関する事務
- ・ 文化部……芸術文化高揚に関する諸活動
- ・ 生活部……全学生の保護・体育・衛生および厚生施設改善・学園生活全般に関する事務
- ・ 広報部……本会の活動の啓蒙・宣伝・機関紙発行
- ・ 都音連……都の音楽大学生の親睦・交流を深めるための諸活動

(3) 課外活動のための掲示等について

課外活動のための学内掲示（立看板設置・ポスター貼出し等）の行為については、学生生活通則に規定しています。この規定を無視した掲示行為（無届の立看板や常識を越えた巨大な立看板を立てたり、許可されていない建物の内外に貼る等の行為）は、本学の秩序と美観を損ねるので、大学は規則に違反した掲示物はすべて違法の掲示として取りはずします。必ず事前に届出の手続きをし、許可されている場所に掲示してください。

◎掲示行為についての注意事項

1. 事前の届出をしてください。
必ず事前に学生課又は学部教務係に届出て検印を受けてください。
2. 立看板の大きさは具体的に寸法を規定していませんが、良識を逸脱した巨大なものは、危険であるから避けてください。
3. ポスターの貼出し場所は学内の一般掲示板・課外活動専用掲示板及び特に許可された場所に限ります。(ポスターの大きさは、全紙大までを限度とします)
4. ポスター、立看板には必ず掲示責任者(個人の場合は個人名・団体の場合は団体名)を明記してください。

◎学生が行うビラ(チラシ)等を配布する行為について

学内でビラ(チラシ)等を配布する場合も学生生活通則で規定してあるとおり、必ず前もって副学長(教育担当)に届出することになっているので、この手続きを怠って勝手に配布する等の行為をしないよう注意してください。

(4) 学内各サークルの紹介

本学には公認のサークル（学生課に届出て承認を受け活動している団体）が19団体、同好会が10団体あります。

各団体は、毎年4月に「サークル等団体結成・更新届」を学生課課外支援係に提出してください。新たにサークルを結成する場合も含め、詳細は問い合わせてください。

◎文化系サークル（9団体）

| 団体名 | 練習日時 | 場所 | ①目的 ②活動内容 |
|---------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--|
| 東京藝術大学 裏千家茶道部 | 毎週水曜日 17:00～20:00 | 大学会館2階 和室 | ①茶道を通じて「おもてなし」の精神や日本文化への造詣を深める。 ②年5回程あるお茶会にむけ、月2回先生に来て頂きお手前の練習や自主練習に励み作法を学びます。 |
| 東京藝大 ジャワガムランクラブ | 毎週火・金曜日 18:00～21:00 | 音楽学部 2-2-1号室 | ①ジャワガムランの演奏を通じ、ジャワ島の文化を学ぶ。 ②藝祭と楽理科研究発表会での演奏。年1回他大学のガムラン部と合同でお茶会を開催。 |
| 軽音楽研究部 | 平日9:00～20:00 不定期 | 大学会館 地下1階 音楽練習室 | ①軽音楽演奏技術の向上と自己表現力を身につける。 ②不定期にジャムセッションを行う。 藝祭および学内外へのイベントへの参加。 |
| バッハカンタータ クラブ | 毎週金曜日 18:15～21:00 | ホール館 4階 | ①J.S.BACHのカンタータを演奏する。 ②定期練習では、約1時間30分の方奏と1時間の合奏、年6回の演奏会と2回の合宿。 |
| 芸大 ミュージカル エクस्प्रेस | 平日18:00～21:00 各公演にむけて 練習日程を設定 | ホール館4階 体育館地下 | ①学生の力だけでできる最高のクオリティを目指し、ミュージカルを上演する。 ②新入生歓迎ガラコンサート（3月～4月）、藝祭公演（9月）、定期公演（例年3月） |
| サンバパーティー | 毎週月・金曜日 18:00～20:00 | 大学会館 地下部室 | ①演奏技術の習得、縦横のつながりを深めるため。 ②入学式、新入生歓迎会、神田明神祭、GTS関連イベント、スカイツリー関連イベント、五芸祭、藝祭、卒業式での演奏。 |
| ケルト音楽研究部 | 毎週火・木曜日 18:00～20:00 | ホール館 練習室 | ①ケルト圏の様々な音楽・ダンスに慣れ親しみ、実際の演奏・ダンスを通して研究を深めること。 ②五芸祭・藝祭・楽理科研究演奏会等への参加。 |
| 演劇部 | 毎週月・水曜日 18:00～20:00 | 第二体育室 部室 | ①学生が演劇作品の分析と創造を実践し、演劇に対する理解、関心をより一層深めることを目的とする。 ②既存の演劇作品の鑑賞、分析。演劇作品の上演およびそれに向けた準備。 |
| バロックダンス部 | 毎週月曜日 18:00～20:00 | ホール館 | ①舞踏譜の読み方の基礎を4月に行い、徐々に舞踏譜を読みながら実際に踊ってみる。発表会などの前には先生に来ていただき、直接指導していただく。 ②年2回ほど校内での発表会を行うことを目標とする。 |

◎体育系サークル（10団体）

| 団体名 | 練習日時 | 場所 | ①目的 ②活動内容 |
|--------------------|-------------------------------------|------------------------------|--|
| 空手道部 | 水曜日18:00～20:00 不定期 | 体育館 | ①空手道の稽古を通して、心身の鍛錬を行う。 ②OB、OGによる稽古。他大学空手部との交流練習。 |
| ラグビー部 | 毎週月・木曜日 18:00～20:00 | 総合工房棟前 グラウンド 取手校舎グラウンド | ①チームスポーツを通じた、体力、精神面の向上。 ②五芸祭、他大学との交流試合。藝祭での出店。 |
| 剣道部（男・女） | 毎週月・木曜日 18:00～19:30 | 体育館 （道場） | ①剣道を通じた心身の鍛錬と幅広い人間関係の構成。 ②剣道の稽古、日本剣道形の練習。OB・OGとの合同練習。昇段審査に向けた稽古。 |
| 山岳部 | 主に年3回 （春、秋、冬に小屋の 整備と管理） | 長野県大町市にある 黒沢ヒュッテ部室 | ①小屋（黒沢ヒュッテ）の維持活動。美しい風景を眺め、感性をより高めるため。 ②黒沢ヒュッテの維持、登山。冬（2、3月）に一般開放をする。 |
| バスケットボール部 （男・女） | 毎週水曜日 18:00～20:00 | 体育館 | ①練習および各試合への参戦。 ②五芸祭・美大リーグなどの試合に積極的に参加。 |
| サッカー部 | 毎週木曜日 18:00～20:00 | 第一体育室 | ①サッカーを通じての身体能力の向上、他学科、他学年との交流をもつ。 ②五芸祭、美大リーグへの参加。藝祭で模擬店出店。 |
| バレーボール部（男・女） | 毎週火・金曜日 18:00～20:00 | 第一体育室 | ①バレーを通じて縦と横のつながりを深めると共にチームワークを築き個々の精神力を高める。 ②五芸祭、美大リーグへの参加。OB戦、合宿を行う。 |
| 硬式テニス部 | 毎週火・木曜日 13:30～18:00 土曜日12:00～ | テニスコート | ①練習、試合を通し、身体・精神の修養と部員間交流を図る。 ②五芸祭、美大リーグに参加。藝祭に模擬店を出店。OG、OBとの交流。 |
| 準硬式野球部 | 不定期 | 上野公園内 野球場 | ①強く、楽しく、泥臭くor美しく。 ②五芸祭、国公立戦への参加。不定期での練習とミーティング。 |
| バドミントン部（男・女） | 毎週月・金曜日 18:00～20:00 | 第一体育室 | ①バドミントンを通して他科との交流をはかる。 ②五芸祭、五芸合同合宿。バドミントンを通して他科との交流をはかる。 |

◎同好会（10団体）

- | | | | | |
|------------|-----------|---------------|---------------|---------|
| ○ラート同好会 | ○雅楽同好会 | ○コンテンポラリーダンス部 | ○虫研究部 | ○美術部同好会 |
| ○MANT VIVO | ○アジア音楽同好会 | ○西洋中世古楽会 | ○コンピューター音楽研究会 | ○藝大和装会 |

(5) 東京藝術大学学生課外活動中の非常事態等緊急連絡網組織要領

〈概要〉

学生の課外活動中における非常事態等に、迅速に対応するため定めた。

東京藝術大学学生課外活動中の非常事態等緊急連絡網組織要領

(平成16年4月1日 改 正)

(趣旨)

1. 東京藝術大学学生の課外活動中における非常事態等緊急連絡要件（以下「緊急連絡要件」という。）が生じた場合の取り扱いは、この要領による。

(組織)

2. 緊急連絡要件が生じた場合の連絡は、別表の連絡網に基づくものとする。
3. 学生課当該係は、緊急連絡要件が生じた場合、逐次記録にとどめるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

